

令和8年2月 定例教育委員会

日時 令和8年2月26日(木)13:30～

場所 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

次 第

行事報告及び行事予定について [教育総務課] P. 3

【審議事項】

- (1) 議案第19号 鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部改正について [学校教育課] P. 5
- (2) 議案第20号 鳥取市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について [学校教育課] P. 22

【説明・協議事項】

- (1) 鳥取市教育委員会事務の自己点検・評価報告書について [教育総務課] 別冊

【報告事項】

- (1) 逢坂小学校閉校式等について [校区審議室] 当日配布
- (2) 鳥取市休日の部活動の地域展開に係る認定を受けた地域クラブによる活動の在り方に関する方針(暫定版)について [学校教育課] P. 30
- (3) 積雪に伴う施設のき損について [文化財課] P. 44
- (4) 岩吉遺跡出土遺物の鳥取県保護文化財指定について [文化財課] P. 47
- (5) 新たな文化施設の整備に関する基本構想の策定について [生涯学習・スポーツ課] 別冊
- (6) 移動図書館車巡回の減便(夏季)について [中央図書館] P. 49

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
 - [3月] 令和8年 3月27日(金) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎7階 第2会議室
 - [4月] 令和8年 4月28日(火) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎7階 第2会議室
- (2) 臨時教育委員会
令和8年3月10日(火) 15:00～ 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

①行事報告（1月31日～2月26日）

1月	31	(土)	宇宙ふしぎ探検「冬の星座を観察しよう」（講師ーさじアストロパーク職員）	鳥取市こども科学館
2月	1	(日)	毛糸で動物ポンポン作り～ぱかぱか編～	あおや郷土館
	2	(月)	第3回子どもの読書活動推進委員会 蔵書点検のため休館（2/2～2/6）	本庁舎7階第2委員会室 用瀬図書館
	3	(火)		
	4	(水)	鳥取大学講義「ジオパーク」（講師ーさじアストロパーク職員）	鳥取大学
	5	(木)	第2回不登校対策専門委員会	総合教育センター
			第2回鳥取市スポーツ推進審議会	本庁舎多目的室2・3
	6	(金)	第3回鳥取市図書館協議会	中央図書館
	7	(土)	令和7年度企画展「鳥取市のあゆみ～明治・大正・昭和戦前期～」（～3/22）	鳥取市歴史博物館
			毛糸で動物ポンポン作り～ぱかぱか編～	あおや郷土館
			成人学級（国際交流料理教室）	用瀬町民会館
	8	(日)	第31回雪まつり 日本宇宙少年団鳥取アストロ分団活動日	さじアストロパーク
			杉山亮さんがやってくる！	中央図書館
	9	(月)	第3回鳥取市総合教育会議	本庁舎7階第2委員会室
	10	(火)	みすみ大学	用瀬町総合支所
	11	(水)		
	12	(木)	インクルーシブ教育システムモデル校実践事業成果報告会	浜村小学校
			音読教室	青谷町総合支所
	13	(金)		
	14	(土)	さじアストロパーク友の会例会	さじアストロパーク
			鳥取市スポーツ表彰式	さざんか会館5階大会議室
	15	(日)	鳥取市スポーツ推進委員救急救命（AED）講習会	本庁舎6階第5～8会議室
			第32回旧正月万葉茶会	因幡万葉歴史館
	16	(月)	蔵書点検のため休館（2/16～2/20）	中央図書館
	17	(火)	第8回学校プール施設のあり方検討委員会	本庁舎6階第5～6会議室
			プラネタリウム 新番組試写会	さじアストロパーク
	18	(水)	プラネタリウム オリジナル番組「身近な天体① 月」投影開始（～6月14日）	さじアストロパーク
			郷土史講座	用瀬町民会館
	19	(木)	第二回鳥取市学校給食のあり方検討委員会	本庁舎6階第1会議室
	20	(金)		
	21	(土)	鳥取マラソン2026ボランティア説明会	本庁舎6階第5～8会議室
			あおやのあんなとこ・こんなとこpart2（～3/22）	あおや郷土館
			占領期の鳥取を学ぶ会	鳥取市歴史博物館
	22	(日)	逢坂小学校閉校式	逢坂小学校体育館
			鳥取市スポーツ推進委員年度末研修会	中ノ郷地区公民館
			おうちだにアカデミー 講師 鎌澤圭伸 「近世の絵図を楽しむ」	鳥取市歴史博物館
			用瀬町民卓球大会	千代南中学校体育館
	23	(月)		
	24	(火)		
	25	(水)		
	26	(木)	定例教育委員会	本庁舎6階第4会議室

②行事予定（2月27日～3月27日）

2月	27	(金)		
	28	(土)	常設展示ギャラリートーク「赤色立体図からみる鳥取城攻め」	鳥取市歴史博物館
			おうちだにアカデミー 講師 奥村寧子 「青谷町の歴史・文化・自然～青谷地区（日置川以東）編～」	鳥取市歴史博物館
アストロ科学実験講座「静電気であそぼう」（講師：さじアストロパーク職員）			国府町コミュニティセンター	
3月	1	(日)	因幡万葉歴史館カルチャー教室作品展（～3/31）	因幡万葉歴史館
	2	(月)		
	3	(火)	第2回発達障がい通級指導教室入級審査会	駅南庁舎多目的室
			第三回鳥取市学校給食のあり方検討委員会	本庁舎6階第1会議室
			宇宙ふしぎ探検「皆既月食を見よう」	さじアストロパーク
			流しびなの館で童謡をうたう会	流しびなの館ホール
	4	(水)		
	5	(木)		
	6	(金)	第2回「ワクワクとっとり」推進協議会	総合教育センター（オンライン）
	7	(土)	あおや見どころウォークⅡ	あおや郷土館
			ルーラル電子図書館活用講座	用瀬町総合支所 3階会議室
	8	(日)	鳥取市スポーツ推進委員救急救命（AED）講習会	本庁舎6階第5～8会議室
	9	(月)		
	10	(火)	臨時教育委員会	本庁舎6階第4会議室
			鳥取市立中学校・義務教育学校卒業式	各中学校・義務教育学校
	11	(水)		
	12	(木)	京都産業大学キャリア実習（～15日）	さじアストロパーク
			ステップアップ講座「大人が楽しむおはなし会」	中央図書館
	13	(金)		
	14	(土)	第4回万葉集講座「万葉の恋の歌語り～旅する男の思い～」	因幡万葉歴史館
			鳥取市指定無形民俗文化財「青谷駅前傘踊り」披露11：00～11：30	あおや郷土館
			ひいな橋塗り替えイベント	千代川ひいな橋
	15	(日)	鳥取マラソン2026	鳥取砂丘山陰海岸・因幡万葉の里マラソンコース
			日本宇宙少年団鳥取アストロ分団活動日	さじアストロパーク
			クリーンもちがせ	用瀬町全域
			用瀬町民バスケットボール大会	千代南中学校体育館
	16	(月)		
17	(火)			
18	(水)	鳥取市立小学校卒業式	各小学校	
		第32回星景写真コンテスト入賞作品展（～6月14日）	さじアストロパーク	
19	(木)	サポートルーム「すなはま」修了式	総合教育センター	
20	(金)	だっこのおはなし会&子育て聞いちゃおコーナー	気高図書館	
21	(土)			
22	(日)	おうちだにアカデミー 「占領期の鳥取を学ぶ会 令和7年度活動報告会」	鳥取市歴史博物館	
		常設展示ギャラリートーク「鳥取県護国神社の棟札」	鳥取市歴史博物館	
23	(月)			
24	(火)	鳥取市立小・中・義務教育学校修了式	各小・中・義務教育学校	
25	(水)			
26	(木)			
27	(金)	定例教育委員会	本庁舎7階第2会議室	

2月定例会教育委員会 資料	
年月日	令和8年2月26日
担当課	学校教育課

議案第19号 鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部改正について

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部を改正する訓令案要綱

1 改正の目的

教育委員会から部活動の地域展開に係る認定を受けたクラブによる活動（以下、地域クラブ活動という。）に従事する場合の取扱いについて、所要の整理を行うためです。

2 改正の内容

地域クラブ活動に従事する場合の取扱いを明記するとともに、所要の整理を行います。（第15条、第15条の2、様式第9号の2、様式第10号の2、別紙、様式第9号の3関係）

3 施行期日

この訓令は、令和8年4月1日から施行します。

議案第 19 号

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部改正について

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 26 日

鳥取市教育委員会

教育長 河 井 登志夫

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程（昭和 43 年鳥取市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「教育に関する他の職」の次に「(次条第 1 項に掲げるものを除く。)」を、「事務」の次に「(次条第 1 項に掲げるものを除く。)」を加え、同条第 2 項中「地方公務員法」の次に「(昭和 25 年法律第 261 号)」を、「より営利企業」の次に「(次条第 2 項に掲げるものを除く。)」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

第 15 条の 2 職員は、地域クラブ活動（教育委員会から部活動の地域展開に係る認定を受けたクラブによる活動のことをいう。以下同じ。）に係る職を兼ね、又は地域クラブ活動に係る事業若しくは事務に従事するときは、地域クラブ活動に係る兼職許可願（様式第 9 号の 2）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 職員は、地域クラブ活動に係る営利企業に従事等するときは、地域クラブ活動に

係る営利企業従事等許可願（様式第10号の2）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

3 職員は、前2項の許可があった後において、その従事する事業若しくは事務等に変更があった場合又はそれらに従事しなくなった場合は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

4 第1項及び第2項の規定により許可を受けた職員は、6月を経過する毎に、地域クラブ活動に係る労働時間実績報告書（様式第9号の3）を校長に提出しなければならない。

様式第9号の次に次の2様式を加える。

様式第9号の2（第15条の2関係）

地域クラブ活動に係る兼職許可願

下記により地域クラブ活動の指導等に従事したいので、許可をお願いします。

記

1 兼職に係る本人意思

☐ 地域クラブ活動への従事を希望しています。

2 従事する地域クラブの名称

3 従事する業務の内容

4 従事する場所

5 従事する期間

6 報酬額

年 月 日

教育委員会 殿

学校名 職 氏名



※氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

（添付書類）

・従事する地域クラブからの依頼文書（写し）

- ・ 従事する地域クラブが、教育委員会から部活動の地域展開に係る認定を受けるにあたり教育委員会に提出した書類（写し）
- ・ 従事する地域クラブが、教育委員会から部活動の地域展開に係る認定を受けたことが分かる書類（写し）
- ・ 別紙「地域クラブ活動に係る労働時間通算確認書」

（備考）

- ・ 兼職に係る本人意思については、☒を記入すること。
- ・ 従事する場所については、地域クラブ活動が実施される場所を記載すること。
- ・ 従事する期間については、年度を超えた期間としないこと。

別紙

地域クラブ活動に係る労働時間通算確認書

学校名

職氏名

	A	B	C（A + B）
	従事予定時間	前年度時間外業務時間	合計時間
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
1 0 月			
1 1 月			
1 2 月			
1 月			
2 月			

3月			
年間合計時間			

(備考)

- ・ A 欄の時間については、地域クラブ活動に従事する予定の時間を記載すること。
- ・ B 欄の時間については、前年度の時間外業務時間（前年度に許可を受けていない場合は、前年度の時間外業務時間から週休日及び休日の部活動指導時間を除いた時間）を記載すること。
- ・ C 欄の時間については、単月 100 時間未満、かつ複数月平均 80 時間以内であること。ただし、教職員の心身の健康の確保のためには、単月 45 時間以内、年間 360 時間以内であることが望ましい。

様式第 9 号の 3（第 15 条の 2 関係）

地域クラブ活動に係る労働時間実績報告書

学校名

職氏名

	A	B	C (A + B)
	従事時間	時間外業務時間	合計時間
○月			
○月			
○月			
○月			
○月			
○月			
6 月合計時間			

(備考)

- ・ A 欄の時間については、地域クラブ活動に従事した時間を記載すること。
- ・ B 欄の時間については、勤務校における時間外業務時間を記載すること。

- ・ C 欄の時間については、単月 1 0 0 時間未満、かつ複数月平均 8 0 時間以内であること。ただし、教職員の心身の健康の確保のためには、単月 4 5 時間以内、年間 3 6 0 時間以内であることが望ましい。

様式第 1 0 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 0 号の 2（第 1 5 条の 2 関係）

地域クラブ活動に係る営利企業従事等許可願

下記により地域クラブ活動の指導等に従事したいので、許可をお願いします。

記

1 営利企業従事等に係る本人意思

☐ 地域クラブ活動への従事を希望しています。

2 従事する地域クラブの名称

3 従事する業務の内容

4 従事する場所

5 従事する期間

6 報酬額

年 月 日

教育委員会 殿

学校名 職 氏名



※氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・ 従事する地域クラブからの依頼文書（写し）
- ・ 従事する地域クラブが、教育委員会から部活動の地域展開に係る認定を受けるにあたり教育委員会に提出した書類（写し）
- ・ 従事する地域クラブが、教育委員会から部活動の地域展開に係る認定を受けたことが分かる書類（写し）
- ・ 別紙「地域クラブ活動に係る労働時間通算確認書」

(備考)

- ・営利企業従事等に係る本人意思については、☒を記入すること。
- ・従事する場所については、地域クラブ活動が実施される場所を記載すること。
- ・従事する期間については、年度を超えた期間としないこと。

別紙

地域クラブ活動に係る労働時間通算確認書

学校名

職氏名

	A	B	C (A + B)
	従事予定時間	前年度時間外業務時間	合計時間
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
1 0 月			
1 1 月			
1 2 月			
1 月			
2 月			
3 月			
年間合計時間			

(備考)

- ・A 欄の時間については、地域クラブ活動に従事する予定の時間を記載すること。

- ・ B 欄の時間については、前年度の時間外業務時間（前年度に許可を受けていない場合は、前年度の時間外業務時間から週休日及び休日の部活動指導時間を除いた時間）を記載すること。
- ・ C 欄の時間については、単月 1 0 0 時間未満、かつ複数月平均 8 0 時間以内であること。ただし、教職員の心身の健康の確保のためには、単月 4 5 時間以内、年間 3 6 0 時間以内であることが望ましい。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

教育委員会から部活動の地域展開に係る認定を受けた地域クラブによる活動に従事する場合の取扱いについて、所要の整理を行うためである。

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程（昭和43年教育委員会訓令第1号）新旧対照表

改正後	改正前
○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程 昭和43年5月16日 鳥取市教育委員会訓令第1号 第1条～第14条の2（略） （兼職及び他の事業等の従事） 第15条 職員は、教育に関する他の職（<u>次条第1項に掲げるものを除く。</u>）を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務（<u>次条第1項に掲げるものを除く。</u>）に従事するときは、兼職許可願（様式第9号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 2 職員は、地方公務員法（<u>昭和25年法律第261号</u>）第38条第1項の規定により営利企業（<u>次条第2項に掲げるものを除く。</u>）に従事等するときは、営利企業従事等許可願（様式第10号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 3 職員は、前2項の許可があった後において、その従事する事業、若しくは事務等に変更があった場合又はそれらに従事しなくなった場合は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。 <u>第15条の2 職員は、地域クラブ活動（教育委員会から部活動の地域展開に係る認定を受けたクラブによる活動のことをいう。以下同じ。）に</u>	○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程 昭和43年5月16日 鳥取市教育委員会訓令第1号 第1条～第14条の2（略） （兼職及び他の事業等の従事） 第15条 職員は、教育に関する他の職_____を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務_____に従事するときは、兼職許可願（様式第9号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 2 職員は、地方公務員法第38条第1項の規定により営利企業_____に従事等するときは、営利企業従事等許可願（様式第10号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 3 職員は、前2項の許可があった後において、その従事する事業、若しくは事務等に変更があった場合又はそれらに従事しなくなった場合は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。 （新設）

係る職を兼ね、又は地域クラブ活動に係る事業若しくは事務に従事するときは、地域クラブ活動に係る兼職許可願（様式第 9 号の 2）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 職員は、地域クラブ活動に係る営利企業に従事等するときは、地域クラブ活動に係る営利企業従事等許可願（様式第 1 0 号の 2）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

3 職員は、前 2 項の許可があった後において、その従事する事業若しくは事務等に変更があった場合又はそれらに従事しなくなった場合は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定により許可を受けた職員は、6 月を経過する毎に、地域クラブ活動に係る労働時間実績報告書（様式第 9 号の 3）を校長に提出しなければならない。

第 1 6 条～第 2 7 条（略）

様式第 1 号～様式第 1 0 号（略）

様式第 9 号の 2

様式第 9 号の 2（第 1 5 条の 2 関係）

地域クラブ活動に係る兼職許可願

下記により地域クラブ活動の指導等に従事したいので、許可をお願いします。

第 1 6 条～第 2 7 条（略）

様式第 1 号～様式第 1 0 号（略）

（新設）

記

1 兼職に係る本人意思

☐ 地域クラブ活動への従事を希望しています。

2 従事する地域クラブの名称

3 従事する業務の内容

4 従事する場所

5 従事する期間

6 報酬額

年 月 日

教育委員会 殿

学校名 職 氏名



※氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・従事する地域クラブからの依頼文書（写し）
- ・従事する地域クラブが、教育委員会から部活動の地域展開に係る認定を受けるにあたり教育委員会に提出した書類（写し）
- ・従事する地域クラブが、教育委員会から部活動の地域展開に係る認定を受けたことが分かる書類（写し）
- ・別紙「地域クラブ活動に係る労働時間通算確認書」

(備考)

- ・兼職に係る本人意思については、☒を記入すること。
- ・従事する場所については、地域クラブ活動が実施される場所を記載すること。

・従事する期間については、年度を超えた期間としないこと。

別紙

地域クラブ活動に係る労働時間通算確認書

学校名

職氏名

	A	B	C (A + B)
	従事予定時間	前年度時間外 業務時間	合計時間
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
1 0 月			
1 1 月			
1 2 月			
1 月			
2 月			
3 月			
年間合計時間			

(新設)

(備考)

- ・ A欄の時間については、地域クラブ活動に従事する予定の時間を記載すること。
- ・ B欄の時間については、前年度の時間外業務時間（前年度に許可を受けていない場合は、前年度の時間外業務時間から週休日及び休日の部活動指導時間を除いた時間）を記載すること。
- ・ C欄の時間については、単月100時間未満、かつ複数月平均80時間以内であること。ただし、教職員の心身の健康の確保のためには、単月45時間以内、年間360時間以内であることが望ましい。

(新設)

様式第10号の2

様式第10号の2（第15条の2関係）

地域クラブ活動に係る営利企業従事等許可願

下記により地域クラブ活動の指導等に従事したいので、許可をお願いします。

記

- 1 営利企業従事等に係る本人意思
☐ 地域クラブ活動への従事を希望しています。
- 2 従事する地域クラブの名称
- 3 従事する業務の内容
- 4 従事する場所
- 5 従事する期間
- 6 報酬額

年 月 日

教育委員会 殿

学校名 職 氏名



※氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・ 従事する地域クラブからの依頼文書（写し）
- ・ 従事する地域クラブが、教育委員会から部活動の地域展開に係る認定を受けるにあたり教育委員会に提出した書類（写し）
- ・ 従事する地域クラブが、教育委員会から部活動の地域展開に係る認定を受けたことが分かる書類（写し）
- ・ 別紙「地域クラブ活動に係る労働時間通算確認書」

(備考)

- ・ 営利企業従事等に係る本人意思については、☒を記入すること。
- ・ 従事する場所については、地域クラブ活動が実施される場所を記載すること。
- ・ 従事する期間については、年度を超えた期間としないこと。

別紙

別紙

地域クラブ活動に係る労働時間通算確認書

学校名

職氏名

(新設)

	A	B	C (A + B)
--	---	---	-----------

	従事予定時間	前年度時間外 業務時間	合計時間
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
1 0 月			
1 1 月			
1 2 月			
1 月			
2 月			
3 月			
年間合計時間			

(備考)

- ・ A 欄の時間については、地域クラブ活動に従事する予定の時間を記載すること。
- ・ B 欄の時間については、前年度の時間外業務時間（前年度に許可を受けていない場合は、前年度の時間外業務時間から週休日及び休日の部活動指導時間を除いた時間）を記載すること。
- ・ C 欄の時間については、単月 1 0 0 時間未満、かつ複数月平均 8 0 時

間以内であること。ただし、教職員の心身の健康の確保のためには、
単月 4 5 時間以内、年間 3 6 0 時間以内であることが望ましい。

様式第 9 号の 3

様式第 9 号の 3（第 1 5 条の 2 関係）

地域クラブ活動に係る労働時間実績報告書

学校名

職氏名

	A	B	C (A + B)
	従事時間	時間外業務時間	合計時間
○月			
○月			
○月			
○月			
○月			
○月			
6 月 合計時間			

(備考)

- ・ A 欄の時間については、地域クラブ活動に従事した時間を記載すること。
- ・ B 欄の時間については、勤務校における時間外業務時間を記載すること。
- ・ C 欄の時間については、単月 1 0 0 時間未満、かつ複数月平均 8 0 時

間以内であること。ただし、教職員の心身の健康の確保のためには、
単月４５時間以内、年間３６０時間以内であることが望ましい。

様式第１１号～様式第１７号（略）

様式第１１号～様式第１７号（略）

議案第 20 号

鳥取市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

鳥取市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

鳥取市教育委員会
教育長 河 井 登志夫

記

鳥取市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
別紙のとおり

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）の一部改正にともない、鳥取市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するものである。

学校働き方改革に係る ロードマップ（案）

「業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」に基づく
具体的工程（R8～R12）

目標に係るロードマップ

1 時間外在校等時間目標

	R8	R9	R10	R11	R12
80時間以上の割合を0%	1%	0.5%	0%	0%	0%
1箇月平均27時間程度	31時間	30時間	29時間	28時間	27時間
年間平均360時間以内	384時間	378時間	372時間	366時間	360時間

2 ワーク・ライフ・バランス、働きがい目標

	R8	R9	R10	R11	R12
高ストレス者を5%以下	9%	8%	7%	6%	5%
健康リスク値70以下	78	76	74	72	70
働きがい値3.5以上	3.3	3.35	3.4	3.45	3.5

（１）「業務の３分類」に係る業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

教育委員会の取組

学校の取組

	R8	R9	R10	R11	R12
登下校の見守り活動100%	90%	95%	100%	100%	100%
放課後・夜間の見回りを原則 学校は行わない	学校への 周知				
	原則、見回りを行わない				
児童生徒の補導時の対応	保護者への 周知				
	保護者が対応する				
地域学校協働活動の関係者間の 連絡調整等を地域学校協働 活動推進員等が中心に行い、 職員間の適切な分担を行う	学校への 周知				
	地域学校協働活動推進員等が中心に行い、適切に役割分担を行う				
保護者等からの過剰な苦情や 不当な要求等への対応	学校への 周知				
	教育委員会と情報共有し、必要に応じて弁護士等の制度を活用して対応する				

（１）「業務の３分類」に係る業務の見直し

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務		教育委員会の取組		学校の取組	
	R8	R9	R10	R11	R12
調査・統計等への回答	学校業務支援システムアンケート機能やクラウドを用いた回答等による負担軽減				
	教員の専門性に深くかかわるものを除き、事務職員等が中心となって回答				
民間スイミングスクールを活用した学校水泳授業	モデル校での実施による成果と課題を整理し、実施校の拡大等を検討				
	モデル校で実施、拡大された実施校で実施				
平日を含めた部活動の在り方協議	休日の部活動の地域展開支援				
	休日の地域展開先行実施	休日の地域展開完全実施			
	平日の部活動の在り方（活動日数・時間、平日の地域展開等）の検討				
	平日の部活動の在り方の検討・実施				

(1) 「業務の3分類」に係る業務の見直し

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

教育委員会の取組

学校の取組

	R8	R9	R10	R11	R12
授業準備等	教員業務支援員等の配置の継続・拡充の検討 教員業務支援員等の積極活用 資料のクラウド共有推進				
小学校教科担任制等の導入	教科担任制・交換授業導入を推進（R12年度までに100%実施） 教科担任制・交換授業を導入 チーム担任制導入校の情報共有・支援 チーム担任制の導入（実態に応じて）				
中学校・義務教育学校後期課程へのデジタル採点システムの導入	デジタル採点システムの導入・活用の促進（中学校・義務教育学校後期課程） （活用校）デジタル採点システム活用による事務負担の軽減 （未活用校）検討・適宜導入 （未活用校）完全導入による事務負担の軽減				
支援が必要な児童生徒・家庭への対応	関係機関との連携に係る研修（年1回実施） 関係機関との連携・協働体制の構築 学習活動の充実に向けたツールの作成・研修の実施 ツールの活用・校内支援体制の構築				

(2) 学校における措置の推進

学校運営の効率化・D X 推進		教育委員会の取組		学校の取組	
	R8	R9	R10	R11	R12
年間総授業時数や週当たり授業時数の検討	真に必要となる時数の設定を周知、大幅に上回って編成した学校に指導				
	年度当初の計画段階で真に必要となる時数の設定				
日課表等の見直し	下校時刻の繰上げ、放課後の児童生徒の活動時間を教員の勤務時間内に適切に設定する等の工夫を推奨				
	清掃の時間等の生活時程の見直しや放課後の児童生徒の活動時間を教員の勤務時間内に設定する等の検討・実施				
校務DXの推進	校務D X の情報提供・伴走支援				
	次期校務支援システムの検討		次期校務支援システムの導入		
	教職員と保護者間・児童生徒間・教職員間の連絡のデジタル化の推進				
	校務D X チェックリストの活用				
電話対応	音声ガイダンスの導入・電話の録音機能を全校へ順次導入				
	音声ガイダンス電話の適切な運用・電話対応時間の見直しを検討				

(3) 健康及び福祉の確保に関する取組

健康確保・勤務環境の整備		教育委員会の取組		学校の取組	
	R8	R9	R10	R11	R12
医師による面接指導	医師による面接指導の実施体制確保				
	対象者への面接指導（時間外100時間超：義務、80時間超：勧奨・希望）				
ストレスチェック	全校実施（R8～100%）、集団分析結果の提供				
	分析結果を活用した職場環境改善				
定時退勤日の設定	週1回の定時退勤日の設定、適切な実施を推奨				
	週1回の定時退勤日の設定、実施状況の把握と課題に対する取組を推進				

2月定例教育委員会	
年月日	令和8年2月26日
担当課	学校教育課

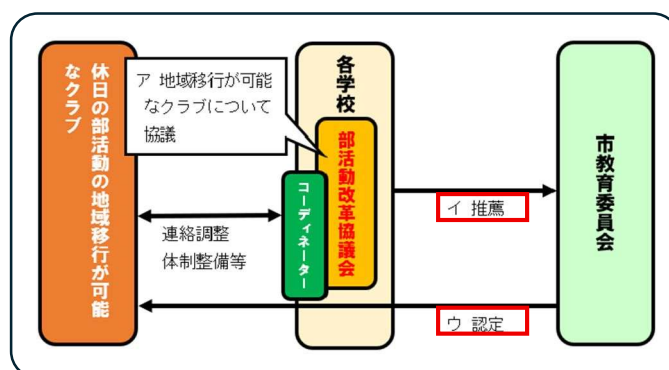
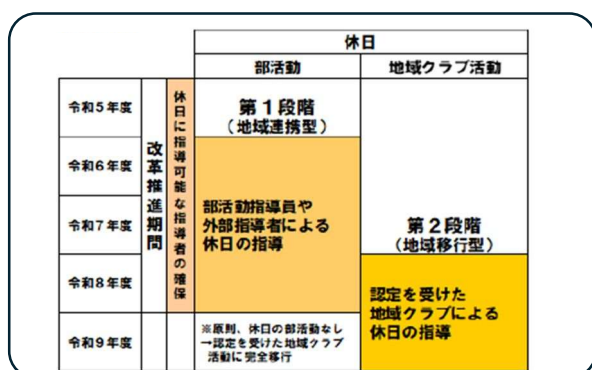
1 これまでの経過について

年 月	内 容
令和5年2月	鳥取市部活動改革委員会が「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第一次提言」を提出
令和5年3月	「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第一次方針」を策定
令和6年3月	「鳥取市部活動の在り方に関する方針」を改定
令和7年1月	鳥取市部活動改革委員会が「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第二次提言」を提出
令和7年3月	「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第二次方針」を策定
令和8年1月	「鳥取市休日の部活動の地域展開に係る認定を受けた地域クラブ（鳥取市休日クラブ）による活動の在り方に関する方針（暫定版）」を策定

2 「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第二次方針」について

〈図1 スケジュールの目安〉

〈図2 認定手続きの流れ〉



3 部活動指導員等の配置状況（令和8年2月現在）

〈運動部〉部活動指導員 63 名 外部指導者 11 名

〈文化部〉吹奏楽部：部活動指導員 6 名 華道・茶道等：部活動指導員 29 名

4 令和8年度の認定を受けようとするクラブ（令和8年2月現在）

4 クラブ予定

5 認定を受けた地域クラブ（鳥取市休日クラブ）を対象としたガイドライン

各学校からの推薦（図2のイ）を受けて市教育委員会が認定（図2のウ）した地域クラブが遵守して活動すべき内容を「鳥取市休日の部活動の地域展開に係る認定を受けた地域クラブ（鳥取市休日クラブ）による活動の在り方に関する方針（暫定版）」として策定した。（内容は別添資料 p.5 を参照）

なお、令和8年度に先行して実施される地域クラブ活動の状況や、令和9年度の完全移行に向けて運営・実施体制が整備されるクラブの状況、また、国・県の動向等を踏まえながら、必要に応じて修正し、令和8年度に確定版を策定する予定である。

鳥取市休日の部活動の地域展開に係る認定を受けた地域クラブ
(鳥取市休日クラブ) による活動の在り方に関する方針
(暫定版)

令和8年1月

鳥取市教育委員会

目 次

はじめに		2
1 認定を受けた地域クラブ活動の在り方		4
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進		6
(1) 参加者		
(2) 運営団体・実施主体		
(3) 指導者		
① 指導者の質の保障		
② 適切な指導の実施		
③ 指導者の量の確保		
④ 教職員の兼職兼業		
(4) 活動内容		
(5) 適切な活動時間・休養日の設定		
(6) 活動場所		
(7) 会費の適切な設定と保護者の負担軽減		
(8) 保険の加入		
(9) 大会等の参加		
3 学校との連携		12

【資 料】

- ・文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月)
- ・鳥取県教育委員会「子どものスポーツ活動ガイドライン」(平成26年3月)
- ・鳥取市教育委員会「鳥取市部活動の在り方に関する方針」(令和6年3月改定)

はじめに

令和2年9月、文部科学省から、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとの考えが示された。その後、スポーツ庁及び文化庁が設置した「部活動の地域移行に関する検討会議」によって令和4年6月及び8月にそれぞれ提言が示されたことから、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定された。

本市においても、市部活動改革委員会による「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第一次提言」（令和5年2月）及び「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第二次提言」（令和7年1月）を踏まえて、「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第一次方針」（令和5年3月）及び「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第二次方針」（令和7年3月）を策定し、令和9年度から休日の部活動を地域クラブ活動に完全移行することや、第1段階（地域連携型）、第2段階（地域展開型）の2段階で整備していくこと、休日の部活動の地域展開が可能なクラブを各学校からの推薦を受けて市教育委員会が認定し、その活動を支援していくこととした。

			休日	
			部活動	地域クラブ活動
令和5年度	改革推進期間	休日に指導可能な指導者の確保	第1段階（地域連携型）	第2段階（地域展開型）
令和6年度			部活動指導員や外部指導者による休日の指導	
令和7年度				
令和8年度				
令和9年度			※原則、休日の部活動なし →認定を受けた地域クラブ活動に完全移行	認定を受けた地域クラブによる休日の指導

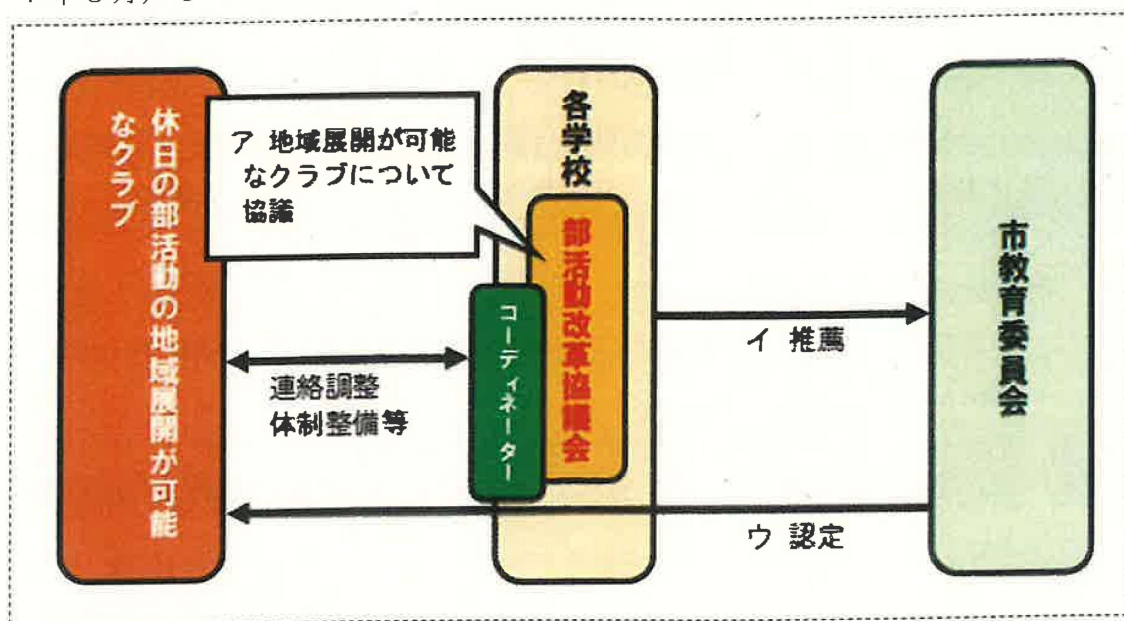
- ※第1段階（地域連携型）：休日に指導可能な指導者が、部活動指導員や外部指導者として部活動を指導する段階
- ※第2段階（地域展開型）：休日に指導可能な指導者が、各学校からの推薦を受けて市教育委員会が認定したクラブの指導者として地域クラブ活動を指導する段階
- ※国有識者会議（地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議）の最終とりまとめ（令和7年5月）を受け、第一次方針及び第二次方針で使用してきた「地域移行」という名称を「地域展開」に変更している。（例：地域移行型→地域展開型）

このたび、休日の部活動の地域クラブ活動への移行が令和8年度から開始、令和9年度から完全移行となるにあたり、認定を受けた地域クラブが遵守して活動すべき内容を「鳥取市休日の部活動の地域展開に係る認定を受けた地域クラブ（鳥取市休日クラブ）による活動の在り方に関する方針」（以下、市ガイドライン）として取りまとめた。これは、部活動に係る「鳥取市部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月策定、令和6年3月改定）に相当するものである。市部活動改革委員会による第二次提言で示された認定要件を中核として、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」で示された「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」の内容と、令和7年12月に文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」、令和7年11月に県教育委員会が策定した「鳥取県公立中学校等における部活動の地域展開・地域連携に向けた推進計画（暫定版）」を参考にしながら、市部活動改革委員会による協議を経て策定した。認定を受けた地域クラブが、市ガイドラインの内容を十分に理解して活動することを期待する。市教育委員会としても、認定を受けた地域クラブが市ガイドラインの内容について研修する機会を確保するとともに、認定を受けた地域クラブが市ガイドラインの内容を遵守して活動しているか適宜確認していく。また、市ガイドラインに示した施策を着実に実行し、認定を受けた地域クラブによる活動を支援することで、休日に生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図っていく。

なお、令和8年度から第2段階（地域展開型）への移行が開始となることから、ひとまず暫定版として市ガイドラインを策定する。令和8年度に先行して実施される地域クラブ活動の状況や、令和9年度の完全移行に向けて運営・実施体制が整備されるクラブの状況、また、国や県の動向等を踏まえながら、必要に応じて暫定版を修正し、令和8年度に確定版を策定することとする。

1 認定を受けた地域クラブ活動の在り方

- 市教育委員会は、休日の部活動の地域展開が可能なクラブを、各学校からの推薦を受けて認定し、その活動を支援する。認定期間は年度ごとに1年間とする。
- 各学校は、各学校の学校運営協議会等に設置した部活動改革協議会において、地域展開が可能なクラブについて協議し、市教育委員会に推薦する。
- ☞ 鳥取市教育委員会「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第二次方針」（令和7年3月）5ページ



- 本市における「地域クラブ活動」とは、市教育委員会が各学校からの推薦を受けて認定したクラブによる活動のことをいう。
- 市教育委員会が各学校からの推薦を受けて認定したクラブは、「鳥取市休日クラブ」と総称する。（以下、認定を受けた地域クラブを「鳥取市休日クラブ」と称する。）
- 市教育委員会は、各学校から推薦のあったクラブが次ページの①～⑤の要件を満たしている場合、鳥取市休日クラブとして認定する。
- 各学校は、地域展開が可能なクラブの推薦にあたり、推薦書と、各クラブの申請書・誓約書・活動計画書・規約等を市教育委員会に提出する。
- 認定を受けるクラブは、誓約書において、認定要件を満たしていること、認定要件を中核とした市ガイドラインを遵守して活動していること、提出書類の内容に沿って活動するとともに重要な変更が生じた場合は速やかに報告すること、市教育委員会が必要に応じて行う指導助言に対して真摯に対応することを誓約する。

【鳥取市休日クラブの認定要件】

- ① 休日の生徒の活動の機会を確保することを目的としている。
- ② これまで部活動が学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的について継承し、活動を通じた生徒の人間形成に寄与することを目的として活動している。
(例えば、勝利至上主義を目的としていない等)
- ③ 生徒の心身の成長に配慮して適切に指導している。
 - ア 生徒の心身の健康管理、事故防止の徹底に努めている。
 - イ 体罰・ハラスメントの根絶に努めている。
 - ウ 生徒の自主的・自発的な活動を尊重している。
 - エ 休日の活動時間は長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的に活動している。
 - オ 休日は原則として週当たり1日を休養日とし、大会参加等により活動時間の目安を超えて活動した場合は平日の部活動と連携して活動時間・休養日を調整している。
- ④ 生徒や指導者等の怪我等を補償する保険に加入している。
- ⑤ 活動方針や活動状況等について平日の部活動と共通理解、情報共有を図るとともに、例えば定期試験前には休養日を設けるなど学校行事等に配慮して活動している。

- 鳥取市休日クラブによる活動は、社会教育法上の「社会教育」(主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む))の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものである。

ただし、これまで中学校(義務教育学校後期課程を含む)段階の生徒の多くは、学校教育の一環として行われる部活動をとおして「スポーツ」や「文化芸術」に親しんできたところである。このことを踏まえ、本市においては、今後も引き続き平日に行われる部活動との連携を重視しながら、休日の部活動の地域展開を推進していくこととした。

市教育委員会は、鳥取市休日クラブによる活動を、社会教育の一環として、スポーツ・文化芸術の振興という観点も踏まえながら支援していくとともに、これまで部活動が学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的の継承という観点からも支援していく。

- 鳥取市休日クラブは、休日に生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、これまで部活動が学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的を継承し、活動を通じた生徒の人間形成に寄与することを目的とする。

☞ 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）7ページ

＜学校部活動が担ってきた教育的意義の例＞

- ①スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

（1）参加者

- 鳥取市休日クラブの参加者は、基本的に、鳥取市休日クラブと連携する平日の部活動に所属している生徒を想定している。ただし、平日の部活動に所属している場合であっても、鳥取市休日クラブへの参加は任意であることに留意する。

なお、平日の部活動を引退したあとも、引き続き鳥取市休日クラブに参加することは可能である。

（2）運営団体・実施主体

- 鳥取市休日クラブの運営・実施は、既存のクラブに限らず、例えば保護者会等が新規に立ち上げたクラブによることも想定している。
- 複数の鳥取市休日クラブを統括して運営する団体が、例えば当該クラブを推薦した学校単位で設けられることも想定している。
- 市教育委員会は、地域展開が可能なクラブが鳥取市休日クラブとして認定を受けるにあたって必要な支援を行う。とりわけ、地域展開が可能なクラブが新規に設立されるにあたっては、例えば規約や活動計画書・報告書、収支計画書・報告書等の様式を例示するなど、運営・実施体制の整備を支援する。

- 市教育委員会は、運営・実施に係る、代表者や指導者等からの相談を直接受け付ける窓口を設置するとともに、相談内容の解決に必要な措置を講ずる。
- 鳥取市休日クラブの運営・実施にあたっては、国が作成予定の「地域クラブ活動の創設・運営等に係るガイドブック」も参照する。

(3) 指導者

① 指導者の質の保障

- 市教育委員会は、鳥取市休日クラブの指導者や代表者等を対象に、認定要件や市ガイドラインの内容に係る研修会を開催する。その際、例えば動画配信とするなど、指導者や代表者等が受講しやすい研修となるよう配慮する。
- 市教育委員会は、鳥取市休日クラブの指導者に対して、県教育委員会や各スポーツ・文化芸術団体等による研修会の受講を推奨する。
- 鳥取市休日クラブの指導者は、市教育委員会による上記の研修会を受講するとともに、県教育委員会や各スポーツ・文化芸術団体等による研修会を年1回は受講する。

② 適切な指導の実施

- 鳥取市休日クラブの指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底する。
 - ・ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WGBT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定する。
 - ・ 活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行う。
 - ・ 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うとともに、事故発生時の対応を適切に行う。
- 鳥取市休日クラブの指導者は、体罰・ハラスメントを根絶する。
 - ・ 暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、生徒同士のこうした行為も許さない。
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、複数の指導者で（難しい場合は代表者等を含めて）活動に携わることが望ましい。
- 鳥取市休日クラブの指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や、合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

- 鳥取市休日クラブの指導者は、各スポーツ・文化芸術団体等が作成した指導手引、国が作成予定の指導手引、別添の「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省作成）や「子どものスポーツ活動ガイドライン」（平成26年3月鳥取県教育委員会作成）を活用して指導を行う。

☞ 文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）28ページ

（3）競技ごとの指導手引の普及・活用

- 中央競技団体等が作成した競技ごとの指導手引（練習メニュー、活動スケジュール、効果的な練習方法、安全面の注意事項等）の普及・活用を促進すること。

- ・ 中央競技団体や学校部活動に関わる各分野の関係団体等は、指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、公益財団法人日本中学校体育連盟や都道府県等と連携して全国の学校における普及・活用を図ること。

☞ スポーツ庁ホームページ「運動部活動用指導手引」（中央競技団体等作成）

【URL】 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm



- 市教育委員会は、鳥取市休日クラブが認定要件を満たしているか、市ガイドラインを遵守して活動しているか、適宜確認し、必要に応じて指導助言を行う。
- 市教育委員会は、適切な指導に係る、生徒や保護者等からの相談を直接受け付ける窓口を設置するとともに、相談内容の解決に必要な措置を講ずる。

③ 指導者の量の確保

- 市教育委員会は、鳥取市休日クラブを複数名で指導できるよう、引き続き市スポーツ指導者バンク登録者数の拡充を図るなどして、休日に指導可能な指導者の確保に努める。

☞ 鳥取市ホームページ「鳥取市スポーツ指導者バンクへの登録者を募集します！」

【URL】 <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1699317857630/index.html>



☞ 鳥取市ホームページ「スポーツ指導者を紹介します～鳥取市スポーツ指導者バンク～」

【URL】 <https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1711428092285/index.html>



④ 教職員の兼職兼業

- 市教育委員会は、鳥取市休日クラブでの休日の指導を希望する教職員が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、「鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程」による取扱いについて教職員に周知する。
- 教職員の兼職兼業に係る取扱いについては、「鳥取県公立中学校等における部活動の地域展開・地域連携に向けた推進計画（暫定版）」（令和7年11月鳥取県教育委員会作成）に準ずる。
- ☞ 鳥取県教育委員会「鳥取県公立中学校等における部活動の地域展開・地域連携に向けた推進計画（暫定版）」（令和7年11月）5ページ

3 部活動及び教職員について

（3）休日に地域クラブ及び民間クラブ（以下「地域クラブ等」という。）での指導を有償で従事する教職員は、服務監督権者の許可を得て地域クラブ等の指導者又は指導者を派遣する団体等に登録し、派遣先（地域クラブ等）からの要請に基づき、地域クラブ等の指導者として指導にあたる。

ア 共通事項

（ア）有償・無償に限らず、勤務校の生徒のみを対象とした地域クラブ等の代表者になることは部活動との切り分けが困難であることから不可とする。なお、勤務校以外の生徒や小学生、高校生等の他校種の児童生徒を対象又は複数校種が混在している場合は可とする。

（イ）有償・無償に限らず、地域クラブ等の指導者になることについては、運営主体から依頼を受けた場合のみ可とする。

（ウ）有償・無償に限らず、学校運営に支障がなく教職員としての信用を失墜させるようなことがないようにするとともに、健康面に留意して指導にあたる。

イ 有償の場合

県が定めた基準を参考に市町村が従事可能な地域クラブ等かどうかの判断を行い、兼職兼業又は営利企業への従事の許可を受けた範囲で行う。

ウ 無償の場合

兼職兼業又は営利企業への従事の許可は必要としない。また、校長等の管理職への事前の相談・了承は、必ずしも必要としない。

- 市教育委員会が兼職兼業を許可する際には、教職員本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないよう確認するとともに、勤務校における業務への影響の有無、教職員の健康への配慮等、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

(4) 活動内容

- 鳥取市休日クラブは、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保する。
- 鳥取市休日クラブは、生徒の自主的・自発的な活動を尊重する。

(5) 適切な活動時間・休養日の設定

- 鳥取市休日クラブは、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。その際、平日の部活動と鳥取市休日クラブが併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、平日の部活動と鳥取市休日クラブが連携し、調整を図る。
 - ア 休日の活動時間は長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的に活動する。
 - イ 休日は原則として週当たり1日を休養日とし、大会参加等により活動時間の目安を超えて活動した場合は平日の部活動と連携して活動時間・休養日を調整する。
 - ウ 活動方針や活動状況等について平日の部活動と共通理解、情報共有を図るとともに、例えば定期試験前には休養日を設けるなど学校行事等に配慮して活動する。
- 鳥取市休日クラブは、平日の部活動と共通理解、情報共有を図った上で、年間や毎月の活動計画を作成する。様式については、市教育委員会が「鳥取市部活動の在り方に関する方針」（令和6年3月鳥取市教育委員会改定）別紙2、別紙3を参照して例示する。
 - 鳥取市休日クラブは、年間の活動計画を市教育委員会に報告する。市教育委員会は、市教育委員会ポータルサイトへの掲載により、それを公表する。
- ☞ 鳥取市教育委員会ポータルサイト

【URL】 <https://sites.google.com/g.torikyo.ed.jp/tottorisi-edu/>



(6) 活動場所

- 鳥取市休日クラブは、基本的に、これまで休日の部活動が使用していた学校施設で活動する。
- 鳥取市休日クラブは、生徒が活動場所を片付けたり清掃したりする機会を設けるなどして、活動場所となる施設の維持・管理に係る意識の向上を図る。

(7) 会費の適切な設定と保護者の負担軽減

- 市教育委員会は、鳥取市休日クラブが学校施設を優先して使用できるようにしたり、平日の部活動で使用している用具を休日も継続して使用できるようにしたりするなど、活動施設及び用具の確保について支援する。
- そのほか、市教育委員会は、生徒の参加費用負担が可能な限り軽減されるよう支援策を検討する。
- 鳥取市休日クラブは、市教育委員会による上記の支援を受けた上でなお活動の持続的・安定的な運営に必要な費用があり、その費用を会費を徴収して支払う場合、生徒や保護者の理解を得つつ、国が示す金額の目安を踏まえて適切に会費を設定する。
その場合の会費の使途としては、指導者や生徒が加入する保険料、学校施設でない活動施設を使用する場合の施設使用料、平日の部活動で使用している用具以外に必要な用具の購入費用、指導者への謝金等が想定される。
- 鳥取市休日クラブは、公正かつ適切な会計処理を行うとともに、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(8) 保険の加入

- 学校教育の一環として行われる部活動と異なり地域クラブ活動は、学校で加入している独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象外であるため、鳥取市休日クラブの指導者や参加する生徒は、自身の怪我等を補償する保険に加入する。

(9) 大会等の参加

- 公式大会（中学校体育連盟や吹奏楽連盟が主催する大会等で、教職員の生徒の引率に係る服務について、校長が校務出張として認めるもの）には、基本的に、部活動で参加する。
- 事情により、鳥取市休日クラブで公式大会に参加することを希望する場合は、生徒や保護者、学校の理解を得つつ、公式大会参加に必要な手続き、例えば中学校体育連盟主催大会に参加する場合は鳥取県中学校体育連盟に認定申請を行う。

- 鳥取市休日クラブが公式大会以外の大会等への参加を希望する場合、「鳥取市部活動の在り方に関する方針」（令和6年3月鳥取市教育委員会改定）を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や保護者、指導者の負担が過度とならないことを考慮する。

☞ 鳥取市教育委員会「鳥取市部活動の在り方に関する方針」（令和6年3月改定）

11 ページ

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ウ 各学校の部活動が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。

- ・ 各学校の部活動が参加する大会は、原則として学校体育団体及び中学校文化連盟の主催若しくは共催する大会とする。

それ以外の大会への参加については、市方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

- 鳥取市休日クラブで大会等に参加する場合、指導者や代表者等は大会等の運営に積極的に協力する。

3 学校との連携

- 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。鳥取市休日クラブと部活動の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。
- 鳥取市休日クラブと部活動との間で、活動方針や活動計画等の共通理解を図るとともに、日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行うことで、生徒の望ましい成長を保障する。
- 鳥取市休日クラブは、連携する学校と必要な情報を共有することについて、入会時に生徒や保護者の同意を得ておく。
- 市教育委員会は、事務局内に配置の統括コーディネーターと、各学校に配置のコーディネーターをとおして、（認定前の）地域展開が可能なクラブ及び（認定後の）鳥取市休日クラブと学校との連携を支援する。

【報告事項(3)】

2月定例教育委員会資料	
年月日	令和8年2月26日
担当課	文化財課

積雪に伴う施設のき損について（報告）

1月及び2月の降雪に伴い、あおや郷土館及び旧美敷水源地水道施設のき損がありましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 施設名 あおや郷土館
2. 発生日時 令和8年1月23日（金）～24日（土）
 （発見は令和8年1月24日出勤時）
3. 発見者 あおや郷土館職員
4. 発生内容 あおや郷土館西側の雨樋が積雪によりき損したもの
5. 発生時の対応
 あおや郷土館職員がカラーコーンを設置し、周辺に人が立入しないように規制をした。
6. 今後の対応
 き損した雨樋については折れた部分から撤去し、次年度修繕をする。
 概算修理費 209,000 円



あおや郷土館正面



雨樋き損状況

1. 施設名 旧美敷水源地水道施設（ガイダンス棟及び1号濾過池制水井）
2. 発生日時 令和8年2月7日8（土）～14（土）
（発見は令和8年2月14日 当日の当番出勤時）
3. 発見者 滝山 政一（美敷水源地保存会）
4. 発生内容 屋根から落ちた雪がガラス窓に当たり、ガラスが割れたと考えられる。
1号濾過池制水井については原因不明。
5. 発生時の対応
冬期は閉鎖しているが、自由に出入りができるため職員がカラーコーンを設置し、周辺に人が立入しないように規制をした。
6. 今後の対応
県文化財課へ連絡し、文化庁へき損届を提出する。



ガイダンス施設正面



ガラスき損状況



ガラスき損状況



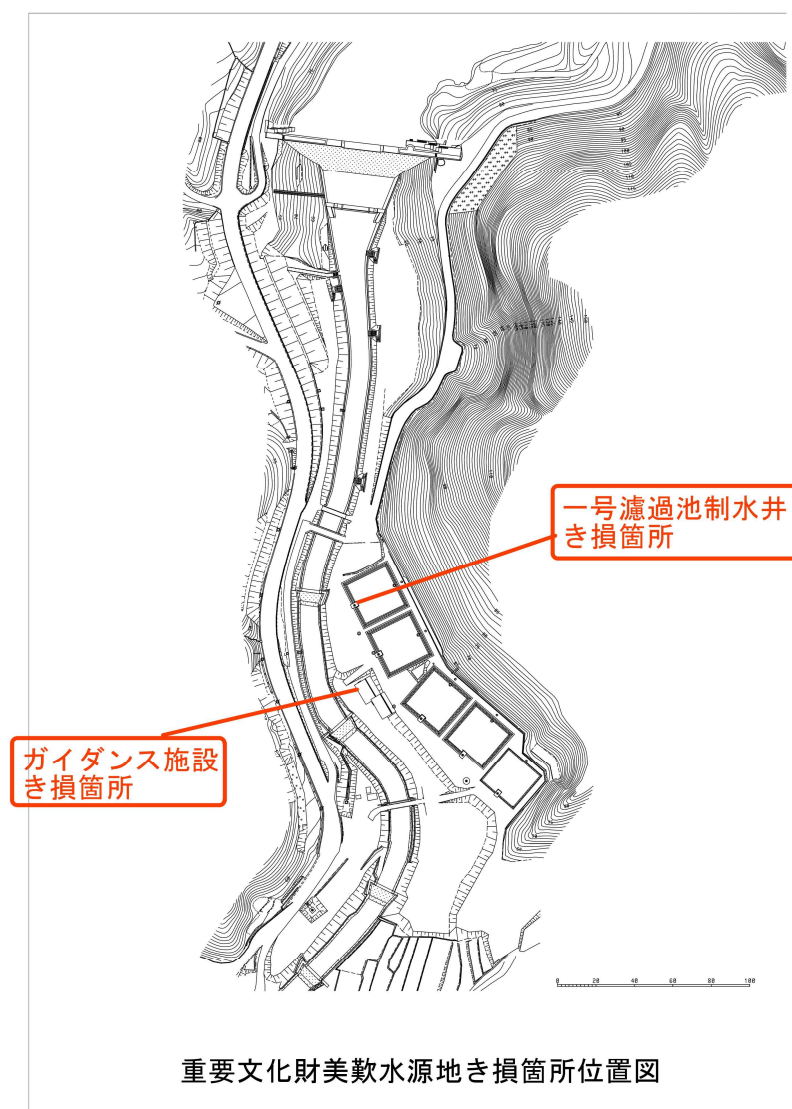
現在の状況



1号濾過池制水井正面



現在の状況



重要文化財美敷水源地き損箇所位置図

【報告事項（4）】

岩吉遺跡出土遺物 の鳥取県保護文化財指定 について（報告）

本市所有の文化財について、令和8年2月17日に開催された鳥取県文化財審議会で県指定保護文化財として答申されましたので内容を報告します。

1 指定名称

岩吉遺跡出土官衙関連遺物（いわよしいせきしゅつどかんがかんれんいぶつ）

2 指定文化財の概要

湖山池東岸に位置する岩吉遺跡では昭和51年・57年・63年～平成2年・平成7年の4次にわたって発掘調査が行われ、弥生時代から平安時代にかけての遺跡が確認されています。今回は、第4次調査（平成7年）で出土した遺物（コンテナ160杯分）のうち、古代因幡国高草郡の役所（郡家）の存在する可能性を示唆する遺物が県の保護文化財として指定されるものです。

遺物は本市の所有で、鳥取市埋蔵文化財センターで保存しています。

3 指定数 201点（木簡 19・木製品 36・金属製品 3・土器 43・墨書土器 54
・製塩土器 6・施釉陶器 29・土製品 10・石製品 1）

4 鳥取市内の県指定の埋蔵文化財

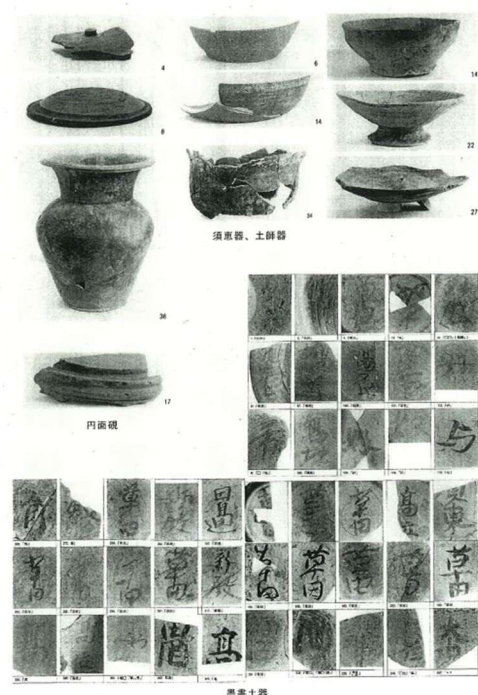
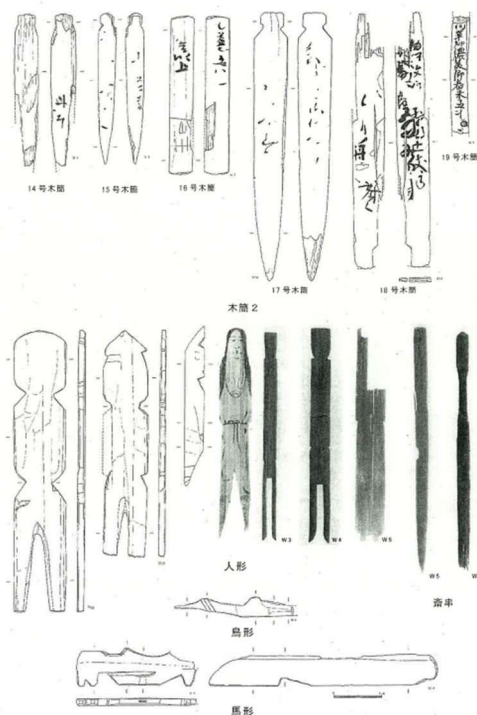
現在10件あり、今回の指定で11件目となる

5 今後について

2月17日 県文化財審議会で諮問・答申（予定）

3月頃に官報告示され県指定になる見込み

※今後、国・県の補助事業でこれらの遺物の保存処理・再整理を進めていきます。





【報告事項(6)】

2月定例会教育委員会 資料	
年月日	令和8年2月26日
担当課	中央図書館

移動図書館車巡回の減便（夏季）について

鳥取市立図書館では移動図書館車を5台所有しており、別添（巡回日程）のとおり月2回、年間を通じて5台で167カ所のステーションを巡回しています。

夏季の巡回について、これまで運休対応とせず、サーキュレーターや飲料水の携行などの対策を講じてきましたが、近年、猛暑日が続く、利用者の皆様および職員の熱中症への危険性が高まっていることから、令和8年度から7月から9月までの3か月間、巡回を月1回とすることとします。

1. 巡回減便期間 令和8年7月～9月までの3か月間

2. 減便に伴う利用者への対応

貸出期間の延長（次回巡回日まで）

3. 周知方法

とっとり市報に巡回日程を掲載

鳥取市立図書館のホームページにお知らせ掲載

移動図書館車にお知らせ掲示

4. その他

- ・令和8年2月6日開催の鳥取市図書館協議会で委員の承認を得ました。
- ・令和9年度以降については、令和8年度の状況を見て、減便期間について検討します。

【移動図書館車利用延べ人数（令和5年度～令和7年度）】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5	1,221	1,184	1,404	1,260	1,112	1,366	1,354	1,421	1,370	1,034	638	1,170	14,534
R6	1,194	1,256	1,398	1,348	1,072	1,383	1,439	1,475	1,326	1,009	1,012	1,211	15,123
R7	1,156	1,343	1,385	1,377	1,136	1,363	1,396	1,265	1,267	893			12,581

※1日あたりの利用人数 平均約100人（5台分） 減便による影響人数：約620人

【移動図書館車年代別利用状況】

0～12歳：15% 13～18歳：1% 19～60歳：20% 61歳以上：64%（75歳以上38%）

【鳥取県での熱中症警戒アラート発令日数】（「環境省 熱中症予防情報サイト」より）

令和5年 32日（7/15～9/17）

令和6年 40日（7/3～9/20）

令和7年 43日（7/1～9/7）

【他都市の対応状況（抜粋）】 □：中核市

●熱中症警戒アラートが発令による運休：松江市、越谷市（埼玉県）、明石市、いわき市、奈良市
横浜市、厚木市、町田市、久喜市（埼玉県）

●7月8月運休：習志野市、大津市、八尾市

●8月運休：川口市、越谷市（埼玉県）、奈良市、高松市

※確認できた自治体のみを記載しており、これがすべてではありません。

【県内市町村の対応状況】

●移動図書館車を所有している10市町村（鳥取市を除く）のうち、熱中症警戒アラートが発令されたら運休としている市町は、境港市、八頭町、若桜町

（暑さによる運休の基準なし）米子市・三朝町・琴浦町・日吉津村・大山町・日南町・日野町

付録：市報本体から取り外して保管してください。

令和7年度巡回日程

みなさんの近くへ本をお届けします！

移動図書館車

移動図書館車には、絵本や児童書のほか、料理、編み物、園芸などの暮らしに役立つ本や小説、紙芝居などもそろえています。

天候や交通事情により、到着時刻が変わったり、運休することもありますのでご了承ください。お問い合わせは各図書館までお願いします。

運休する場合 ……大雨、洪水、暴風雪などの警報が発令された場合や、震度4以上の地震があった場合など。

地図情報 ……鳥取市公式ウェブサイトの「地図情報サービス」で駐車場の位置を見ることができます。



移動図書館車のラインナップ



なかよし号 (鳥取地域)

鳥取市立中央図書館 ☎0857-27-5182

コース名	駐 車 場 ・ 時 間				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1コース 第1-3(月)	北園2丁目 (北園ビル前) 13:40～14:10	北園1丁目 (北園1丁目集会所前) 14:20～14:50	覚王寺三角公園 15:00～15:30	イオン鳥取北店 (正面入口バス停付近) 15:40～16:10	7 21	- 19	2 16	7 4	4 18	1 15	6 20	3 17	1 15	5 19	2 1	2 16
第2コース 第1-3(水)	津ノ井 (津ノ井5マート駐車場) 14:00～14:20	桜ヶ丘デイ サービスセンター 14:30～15:00	アクティブ津ノ井 15:05～15:25	新築山 ふれあい公園 15:40～16:10	- 16	7 21	4 18	2 16	6 20	3 17	1 15	5 19	3 17	7 21	4 -	4 18
第3コース 第1-3(木)	若葉台北3丁目 (うぐいす会館前) 13:40～14:20	若葉台南3-5丁目 (どんぐり公園) 14:30～15:00	若葉台南2-6丁目 (多目的広場) 15:10～15:40	面影 (泉住面影2駐車場) 16:00～16:20	3 17	1 15	5 19	3 17	7 21	4 18	2 16	6 20	4 15	- 19	5 5	5 -
第4コース 第1-3(金)	湖山駅 13:50～14:20	湖山町北4丁目 (北の会館駐車場) 14:30～15:00	RCK湖山住宅 (住宅②駐車場) 15:10～15:30	湖山西地区公民館 15:40～16:20	4 18	2 16	6 20	4 18	1 19	5 17	3 21	7 19	5 16	- -	6 20	6 20
第5コース 第2-4(月)	美萩野5丁目 (みはぎの台公園) 14:10～14:40	スーパーマルフ 美萩野店 15:00～15:40	美萩野深沢公園 15:50～16:20		14 28	12 26	9 23	14 28	11 25	8 22	13 27	10 24	8 22	12 26	9 23	9 -23
第6コース 第2-4(水)	鳥取大学 (南図書館前) 12:30～13:00	ひばりが丘 14:30～15:00	浜坂団地 (第①団地公園横) 15:05～15:35	秋里第一公園 15:50～16:20	9 23	14 28	11 25	9 23	- 27	10 24	8 22	12 26	10 24	14 28	- 25	11 25
第7コース 第2-4(木)	ふしの白海苑 14:00～14:20	厚和寮 14:30～15:00	伏野つばさ園 15:05～15:35	湖山西3丁目 15:50～16:10	10 -	8 22	12 26	10 24	- 28	11 25	9 23	13 27	11 25	8 22	12 26	12 -
第8コース 第2-4(金)	高草人權福社センター 13:40～14:00	徳吉団地 (徳吉団地集会所前) 14:10～14:50	緑風高校 15:05～15:35	湖山地区公民館 15:50～16:20	11 25	9 23	13 27	11 25	8 22	12 26	10 24	14 28	12 -	9 23	13 27	13 27

*毎月最終木曜日は資料整理のため運行しない日があります。2026年2月16日(月)～2月20日(金)は、蔵書点検のため運行しません。

こだま号 (鳥取地域)

鳥取市立中央図書館 ☎0857-27-5182

コース名	駐 車 場 ・ 時 間				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1コース 第1-3(月)	白兎あすなろ 14:15～14:35	白兎公民館 14:45～15:05	若草学園 15:20～15:40	桂見台一公園 16:00～16:20	7	-	2	7	4	1	6	3	1	5	2	2
					21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16
第2コース 第1-3(水)	西品治児童館 13:30～13:50	鳥取市南 デイサービスセンター 14:10～14:50	よねさと保育園 14:40～15:00	馬場児童館 15:10～15:30	-	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
					16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	-	18
第3コース 第1-3(木)	松保地区公民館 13:45～14:05	福井 14:20～14:40	暖の里新館 14:50～15:20	暖の里本館 15:30～15:50	3	1	5	3	7	4	2	6	4	-	5	5
					17	15	19	17	21	18	16	20	18	15	-	19
第4コース 第2-4(月)	ライフサポート ゆづき 13:30～13:50	「行徳苑」前 14:05～14:30	老人保健施設 やすらぎ 14:50～15:10	なごみ苑 15:20～15:40	14	12	9	14	11	8	13	10	8	12	9	9
					28	26	23	28	25	22	27	24	22	26	-	23
第5コース 第2-4(水)	湖山公園駐車場 13:45～14:15	賀露保育園 14:25～15:00	賀露町北1丁目 15:20～15:40	賀露町(市住) 15:50～16:10	9	14	11	9	-	10	8	12	10	14	-	11
					23	28	25	23	27	24	22	26	28	25	25	25
第6コース 第2-4(金)	シェアプレイス 商業 13:30～13:50	さとに暖の里 14:05～14:30	上 原 14:45～15:05	高 路 15:20～15:35	10	8	12	10	-	11	9	13	11	8	12	12
					-	22	26	24	28	25	23	27	25	22	26	-

*毎月最終木曜日は資料整理のため運行しない日があります。2026年2月16日(月)～2月20日(金)は、蔵書点検のため運行しません。

ふれあい号 (鳥取・国府・福部地域)

鳥取市立中央図書館 ☎0857-27-5182

コース名	駐 車 場 ・ 時 間					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1コース 第1-3(月)	高江地区公民館 14:20～14:40	栗谷研修 センター 14:50～15:05	南田集会所 15:15～15:25	蔵見公民館 15:30～15:50	久志羅 (バス停前) 16:00～16:20	7 21	- 19	2 16	7 21	4 18	1 15	6 20	3 17	1 15	5 19	2 -	2 16
第2コース 第1-3(水)	ふれあい会館 14:00～14:30	福部保育園 14:40～15:10	浪花団地 15:15～15:30	田島第一公園 15:55～16:20		- 16	7 21	4 18	2 16	6 20	3 17	1 15	5 19	3 17	7 21	4 -	4 18
第3コース 第1-3(木)	葛蒲集会所 13:35～13:55	美穂地区公民館 14:10～14:30	美和あすなろ 14:40～15:00	西内通寺児童館 15:10～15:30	円通寺児童館 15:40～15:55	国安児童館 16:10～16:30	3 17	1 15	5 19	3 21	7 18	4 20	2 16	6 18	4 15	- -	5 19
第4コース 第1-3(金)	大茅地区 公民館 14:10～14:30	上上地 (バス停前) 14:50～15:05	成器地区 公民館 15:20～15:35	岩倉(ビレッジ ハウス岩倉) 16:00～16:20			4 18	2 16	6 20	4 18	1 -	5 19	3 21	7 19	5 16	- -	6 20
第5コース 第2-4(月)	新通町東町 公民館 13:55～14:20	老人保健施設 ふたば 14:30～14:50	稲葉丘2丁目 公民館 15:00～15:20	宮下地区 公民館 15:30～15:45	新宮下(旧沢田 塩蔵庫前) 15:55～16:20		14 28	12 26	9 23	14 28	11 25	8 22	13 27	10 24	8 22	12 26	9 23
第6コース 第2-4(水)	鳥取東デ ィサービスセンター 14:10～14:30	あおば地区 公民館 14:45～15:05	みやこ保育園 15:15～15:45	国府東小学校 公民館 15:55～16:20			9 23	14 28	11 25	9 23	- 27	10 24	8 22	12 26	10 24	- 28	11 25
第7コース 第2-4(木)	浜瀬山公民館 14:10～14:25	ブルーホーム わかばの家福部 14:30～14:45	幸風福部 14:55～15:10	岩戸(消防ボ ンプ小屋前) 15:20～15:40	南海士公民館 15:55～16:15		10 -	8 22	12 26	10 24	- 28	11 25	9 23	13 27	11 25	8 22	12 -
第8コース 第2-4(金)	谷地区公民館 13:55～14:10	岡益 (石巻駐車場) 14:20～14:40	さつき保育園 14:50～15:25	奥谷公民館 15:45～16:15			11 25	9 23	13 27	11 25	8 22	12 26	10 24	14 28	12 -	9 23	13 27

*毎月最終木曜日は資料整理のため運行しない日があります。2026年2月16日(月)～2月20日(金)は、蔵書点検のため運行しません。

やまなみ号 (河原・用瀬・佐治地域)

鳥取市立用瀬図書館 ☎0858-87-2702

コース名	駐 車 場 ・ 時 間												4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
第1コース 第1-3(水)	河原あすなろ 13:30～14:00	国英地区 公民館 14:05～14:20	河原 あゆみこ園 14:30～15:00	わかばの家 15:05～15:20	小河内 公民館 15:40～15:55	下佐賀 児童館 16:10～16:25							2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	-	4	16	21	18
第2コース 第1-3(木)	ダイハ ン(安蔵工場) 12:15～12:35	こころ用瀬 12:40～12:55	佐治町総合 福祉センター 14:45～15:00	とちの実 15:05～15:20	橋原 15:40～15:55	余戸公民館 16:15～16:30							3	1	5	3	7	4	2	6	4	-	5	17	15	19	19
第3コース 第1-3(金)	ウェルケ アいなば 13:25～13:50	福常公民館 13:55～14:10	西郷保育園 14:35～15:10	弓河内多目的 集会所 15:20～15:35	小畑交流館 れんげの里 15:40～15:55	北村公民館 16:10～16:30							4	2	6	4	1	5	3	7	5	-	-	6	18	16	20
第4コース 第2-4(月)	用瀬地区 公民館 13:50～14:05	小倉バス停 14:20～14:35	散岐地区 公民館 14:50～15:05	八日市 公民館 15:10～15:25	八上地区 公民館 15:35～15:50	鮎ヶ丘 16:00～16:20							14	12	9	14	-	8	6	10	8	5	9	9	-	23	
第5コース 第2-4(水)	赤波多目的 集会所 13:30～13:45	大村地区 公民館 13:55～14:10	もちがせ 保育園 14:20～14:45	別府会館 14:50～15:05	キリンの里 もちがせ 15:10～15:25	十人十色 15:35～16:00	江波多目的 集会所 16:15～16:30						9	14	11	9	-	10	8	12	10	14	-	11	23	28	25
第6コース 第2-4(金)	ダイハ ン(柳原工場) 12:15～12:35	B&G 海洋センター 14:20～14:35	さじアスロ パーク 14:50～15:05	佐治町 コミュニティセ ンター 15:15～15:35	グループ ホーム ゆう 15:45～16:00	刈地公民館 16:05～16:20							11	9	13	11	8	12	10	14	12	9	13	13	-	27	

*2026年2月2日(月)～2月6日(金)は、蔵書点検のため運行しません。

つばさ号 (気高・鹿野・青谷地域)

鳥取市立気高図書館 ☎0857-37-6036

コース名	駐 車 場 ・ 時 間					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
第1コース 第1-3(月)	ガーデンハウス はまむら 13:00～13:20	青谷町高齢者 生活福祉センター 13:40～14:00	青谷かみじち 史跡公園 14:05～14:25	勝部地区 公民館 14:35～14:55	絹見引地 15:15～15:35	長和瀬 15:55～16:15	7	-	2	7	4	1	6	3	1	5	2	2
第2コース 第1-3(水)	達坂小学校 12:50～13:20	上光コミュニティ センター 13:45～14:05	富吉 14:15～14:35	宝木地区 公民館 14:40～15:00	水尻 15:15～15:35		-	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
第3コース 第1-3(木)	すずかけ 12:30～13:00	かちみ園 13:05～13:30	小鷲河 地区公民館 13:40～14:00	気高あすなろ 14:15～14:45	スマイル センター-浜村 14:55～15:15	たからの子 児童クラブ 15:25～15:35	-	1	5	3	7	4	2	6	4	-	5	5
第4コース 第2-4(月)	浜村 児童クラブ 13:00～13:10	酒津 地区公民館 13:20～13:40	瑞穂 地区公民館 13:55～14:15	下坂本 14:20～14:40	殿公民館 15:00～15:20	栄町公民館 15:40～16:00	14	12	9	14	11	8	13	10	8	12	9	9
第5コース 第2-4(水)	鳥取社会福祉 専門学校 13:00～13:20	八葉寺公民館 13:55～14:15	桑原生活改善 センター 14:30～14:50	わかばの家 青谷 15:00～15:20	なりすな 15:30～15:50	海っこ 児童クラブ 16:00～16:30	9	14	11	9	-	10	8	12	10	14	11	11
第6コース 第2-4(金)	宝木小学校 12:50～13:10	こじか園 13:25～13:55	ル・サンテリオン 14:05～14:35	鬼入道 14:50～15:10	気高人權福祉 センター 15:25～15:45		11	9	13	11	8	12	10	14	12	9	13	13

*2026年1月19日(月)～1月23日(金)は、蔵書点検のため運行しません。